

令和元年度 北海道議会食堂出店者公募要領

- 参加表明書受付期間
令和元年12月5日（木）から
令和2年1月14日（火）まで
- 資格審査結果通知
令和2年1月17日（金）
- 現地説明会
令和2年1月23日（木）予定
- 企画提案書等の提出期限
令和2年2月4日（火）
- 公募審査会
令和2年2月中旬
- 結果通知日
令和2年3月上旬

目 次

1	公募の名称	1
2	公募の概要	1
3	公募の内容	1
4	出店の方法	1
	(1) 出店場所	
	(2) 出店期間	
	(3) 行政財産使用許可	
	(4) 行政財産使用料・加算料金	
5	企画提案公募手続等に関する事項	3
	(1) 使用する言語、通貨及び単位	
	(2) 応募者の資格	
	(3) 参加表明手続き	
	(4) 参加資格の確認	
	(5) 現地説明会の開催	
	(6) 質問の受付	
	(7) 企画提案書等の提出	
6	選定に関する事項	5
	(1) 審査会の設置	
	(2) 審査及び選定の方法	
7	その他の注意事項等	5
	(1) 選定の対象からの除外	
	(2) 費用の負担	
	(3) 参考データ	
	(4) 指定品目	
	(5) 北海道議会の特殊事情への対応	
8	公募全体の流れ	7
9	担当部局・問い合わせ先	8

令和元年度北海道議会食堂出店者公募要領

1 公募の名称 北海道議会食堂出店者公募

2 公募の概要

北海道議会が北海道議会議員及びその関係者等の福利厚生施設として北海道議会議事堂1階に設置する「議会食堂」を運営することができる、食堂運営に係る豊富な経験と実力を有し、良質な食事及びサービス等を提供できる出店者を募集します。

出店予定者の選定にあたっては、企画提案方式により、提案の内容及び応募者の事業主体としての実績、経営基盤等を総合的に審査し、もっとも優れた評価を得た応募者を、出店予定者として選定します。

【留意事項】

現在建設中の新議会庁舎に設置する「議会食堂」は、令和2年6月1日からの営業開始を予定していますが、新議会庁舎の周辺では、赤れんが庁舎が本年10月から閉館し、今後、改修工事が行われるほか、現議会庁舎の解体工事やその跡地での駐車場整備が行われ、全ての工事が終了するまで約3年間を要する予定となっております。

このため、工事の騒音や大型工事車両通行に伴う振動など、営業環境に影響を及ぼす可能性があります。

また、「東京2020オリンピック競技大会」におけるマラソン及び競歩が、札幌市で開催されることが決定されたことにより、道としての対応を検討中であり、新議会庁舎周辺の工事が延長される可能性があります。

3 公募の内容 別紙仕様書のとおり

4 出店の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第205条の17の規定に基づき、行政財産使用許可申請を行い、北海道知事から使用許可を受け出店するものとします。

(1) 出店場所

- ① 名称 北海道議会議事堂
- ② 所在地 札幌市中央区北2条西6丁目
- ③ 竣工年月 令和2年1月
- ④ 出店場所 北海道議会議事堂1階（別添平面図参照）
- ⑤ 占有面積
イ 厨房面積 70.2㎡（食品庫含む）
ロ ホール等 243.7㎡（ホール214.5㎡、トイレ14.2㎡、風除室15㎡）
ハ 廃棄物保管スペース 1.0㎡
ニ 厨房事務室・更衣室・トイレ 11.4㎡
（工事内容の変更に伴い、占有面積が若干変更となる場合があります）。

(2) 出店期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
（営業期間 令和2年6月1日～令和7年3月31日）

(3) 行政財産使用許可

ア 出店にあたっては、年度毎に出店場所に係る行政財産使用許可申請を行い、行政財産使用許可を受けなければなりません。

イ 初年度の行政財産使用許可の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとします。
※上記期間には、店舗の設置等に要する期間を含みます。

ウ 初年度の使用許可申請は出店予定者として選定を受けた後速やかに、また使用許可の更新を受けようとするときは使用を許可された期間の満了の2ヶ月前までに、書面により道に申請し

なければなりません。

(4) 行政財産使用料・加算料金

行政財産使用許可を受けた際は、北海道行政財産使用料条例（昭和39年北海道条例第29号）の規定に基づく行政財産使用料及び加算料金を道に支払うことになります。

ア 使用料

・行政財産使用料の額は、北海道行政財産使用料条例に基づき算定します。

・使用料は、免除します。

※根拠「北海道財務規則の運用について（依命通達）」（以下「北海道財務規則運用方針」という。）による。

イ 加算料金

・加算料金の額は、北海道財務規則運用方針で定める加算料金算定基準算式例によります。

【共通事項】

- ・使用料及び加算料金（以下「使用料等」という）は、原則として前納となっており、道の発する納入通知書により指定期日までに納入しなければなりません。ただし、希望により四半期毎に分割して納入することも可能です。
- ・道は経済情勢の変動、道有財産関係法令の改廃その他の事情の変更により、特に必要があると認める場合には、使用料等を改定することがあります。この場合において、出店者は改定された使用料等を支払わなければなりません。
- ・納入すべき使用料等に滞納がある場合は、行政財産使用期間中であっても許可を取消し、又は継続しない場合があります。
- ・行政財産使用料及び加算料金については、下表のとおりです。

	行政財産使用料	免除します。 【参考】 年額約1,374万円 1㎡当たり約42,108円（年額）
加算料金	電気料	計量器（子メーター）による使用実績から算定した実費相当額を負担 年額約48万円
	熱料金（冷暖房）	年額約38万円
	ガス料金	計量器（子メーター）による使用実績から算定した実費相当額を負担 年額約62万円
	上水道料金	井戸水利用のため徴収しません（無料）。
	下水道料金	計量器（子メーター）による使用実績から算定した実費相当額を負担 年額約62万円
	建物維持管理経費	年額約45万円 （内訳）警備費、害虫駆除料、水質検査料等、回線使用料、電話設備保守点検業務料
	清掃料	出店者自ら行うこととしますので徴収しません。
	塵芥処理量・空きビン 空き缶ペットボトル回収処理業務手数料	年額約1万円

※留意事項

- ・金額は、消費税及び地方消費税相当額込みの額(8%)です。

- 令和元年度の算定額（営業時間 9:30～19:00、電気料・ガス料金・下水道料金は、平成 30 年度の実績）を参考値として示したものであり、令和 2 年度以降の各年度の算定額は、それぞれその前年度末に決定する予定です。
 なお、行政財産使用料は、北海道議会議事堂の建物及び土地の時価、北海道議会議事堂の複製価格及び耐用年数を基に使用許可の対象面積分を算出することになっており、営繕単価の上昇等により令和 2 年度以降上昇する可能性もあります。
- 使用を許可した日から翌年 3 月 31 日までの月割及び日割で算定した額になります。

5 企画提案公募手続等に関する事項

(1) 使用する言語、通貨及び単位

- ① 言語：日本語
- ② 通貨：日本国通貨
- ③ 単位：日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位

(2) 応募者の資格

次の要件を全て満たす個人、法人又は複数事業者（法人及び個人を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

- ① 個人、法人又はコンソーシアムであって、道内に居住又は本店、支店又は営業所を有していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- ③ 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ④ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されている者でないこと。
- ⑤ 暴力団関係事業者等でないこと。
- ⑥ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 ア 道税（地方消費税を除く。以下同じ。）
 イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）
 ウ 消費税及び地方消費税
- ⑦ 平成 30 年度に 1 食堂施設で 1 日平均 100 食以上を提供した食堂を 200 日以上運営していること又は同程度の実績があること。
- ⑧ 過去 3 年間、食品衛生法に係る行政処分を受けていないこと。
- ⑨ コンソーシアムの構成員が、単独又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

(3) 参加表明手続き

① 参加表明書の内容

出店者公募に対して、応募しようとする者は、次の書類を提出してください。

提出書類	備考
北海道議会食堂出店者公募参加表明書（様式 1）	
法人にあつては、法人の登記簿謄本又は登記事項証明書、定款（最新のもの）の写し	法務局発行のもので発行後 3 か月以内のもの
個人にあつては、身分証明書 （コンソーシアムの構成員の個人を含む）	市区町村発行のもの 発行後 3 か月以内のもの
道税に滞納がないことの証明書	発行後 3 か月以内のもの
本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書（道税の納付義務がある場合を除く。）	発行後 3 か月以内のもの
消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書	発行後 3 か月以内のもの
道内に本店、支店又は営業所を有していることを証する書類	令和元年 12 月 1 日現在のもの
コンソーシアム協定書	コンソーシアムの場合のみ

② 提出部数：1 部

- ③ 受付期間：令和元年 12 月 5 日（木）～ 令和 2 年 1 月 14 日（火）（令和元年 12 月 28 日から令和 2 年 1 月 5 日までを除く。）
 ※日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、を除く毎日。

- ④ 受付時間：午前9時から午後5時まで
※郵送する場合は、受付期間の終了日の受付時間まで必着とします。
- ⑤ 提出方法：書類の提出方法は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）とします。
- ⑥ 受付場所：「9 担当部局・問い合わせ先」に同じ
- ⑦ 応募者は、提出した書類について書き換え、引き替え及び撤回はできません。ただし、応募資格を失ったとき、その他関係書類の記載事実（事務所の住所等）に変更があったときは、速やかに「北海道議会食堂出店者公募参加表明書記載事項変更届」（様式2）により届け出てください。

(4) 参加資格の確認

- ① 確認の方法
道議会は、応募者が提出した参加表明書について、応募者が5(2)の各号に規定する応募資格を満たしているのかの書面審査を行います。
- ② 結果の通知
応募資格に係る書面審査の結果は、応募者全員に文書で通知するものとします。
なお、審査結果に係る問い合わせや他の者に係る応募状況についての問い合わせは応じません。

(5) 現地説明会の開催

- ① 開催日時：令和2年1月23日（木）（予定）
- ② 開催場所：札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会議事堂
- ③ 持参書類：説明会当日は次の書類を持参してください。同資料は北海道議会ホームページの <http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/> に掲載しています。

資料1 北海道議会食堂出店者公募要領※本書
 資料2 北海道議会食堂出店仕様書（付属書類含）
 資料3 北海道議会食堂出店者公募 各様式
 資料4 北海道議会食堂出店者公募に係る審査基準

- ④ 参加申込
応募者は、令和2年1月21日（火）17時までに「北海道議会食堂出店者公募説明会参加申込書」（様式3）に必要事項を記入の上、電子メール、持参、郵送又はFAXにより申し込んでください。
- ⑤ 参加人数等
応募者1社につき4名まで参加できます。説明会の内容については、別途通知します。
- ⑥ その他
説明会への参加がない応募者による企画提案書の提出は受け付けませんので、応募資格を得た応募者は必ず参加してください。

(6) 質問の受付

企画提案書の提出等に関する質問がある場合は、様式集の「北海道議会食堂出店者公募質問書」（様式4）により提出してください。

- ① 受付期間：令和2年1月17日（金）～令和2年1月21日（火）17時まで
- ② 受付場所：「9 担当部局・問い合わせ先」に同じ
- ③ 提出方法：電子メール、持参、郵送又はFAXで提出してください。
なお、電子メールで提出する場合、メールの件名は「北海道議会食堂の運営に関する質問」としてください。
- ④ 回答方法：質問に対する回答は、応募資格を得た応募者全員に電子メールで回答します。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわると推測される場合は、当該質問者に対してのみ回答します。
- ⑤ 回答日：令和2年1月23日（木） 上記現地説明会で回答予定
- ⑥ その他：応募資格を得た応募者以外からの質問及び受付期間終了後の質問は受け付けません。

(7) 企画提案書等の提出

- ① 企画提案書等の提出
応募者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。
なお、提案は1者1提案に限ります。
ア 提出書類：北海道議会食堂出店者公募企画提案書（様式5）

- イ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。)とします。
- ウ 提出先：「9 担当部局・問い合わせ先」に同じ
- エ 受付期間：令和2年1月24日(金)～令和2年2月4日(火)まで
 ※日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く
- オ 受付時間：午前9時から午後5時まで
- カ 提出部数：上記アの企画提案書を7部、ただし、6部は応募者名及び応募者の名称等が推測される箇所を白抜きした完全な複写としてください。
- キ その他：企画提案書の再提出は、受付期間内に限り行うことができます。なお、提案書の部分的な差し替えは認めません。

② 提案の辞退

企画提案書を提出した後、道議会が出店予定者を決定し公表するまでの間に応募を辞退する場合は、「企画提案辞退届」(様式6)を提出してください。

なお、企画提案辞退届の提出があった場合でも、提出された書類は返却しません。

③ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。

6 選定に関する事項

(1) 審査会の設置

道議会事務局は、「北海道議会食堂出店者公募審査会(以下「審査会」という。)」を設置し、応募者の企画提案書を審査し、その結果、評価が高いと認められる者を出店予定候補者として選定します。

なお、公募開始から道議会が出店予定候補者を選定するまでの間に、応募者が審査会の委員に面談を求めたり、応募者のPR資料等を提出することなど、自らを有利に、又は他の者を不利にするように働きかけることを禁じます。

審査会の構成		
1	委員長	北海道議会事務局長
2	委員	北海道議会事務局次長
3	委員	北海道議会事務局総務課長
4	委員	北海道議会事務局議事課長
5	委員	北海道議会事務局政策調査課長

※審査会の委員は、やむを得ない事情により、変更することがあります。

(2) 審査及び選定の方法

① 企画提案の審査

企画提案書の審査及び出店予定候補者の選定の方法の詳細については、「北海道議会食堂出店者公募に係る企画提案書の審査基準」のとおりとします。

② 審査会の実施時期

出店予定候補者を選定する審査会は、令和2年2月中旬を予定しております。

なお、他の者に係る審査の結果や自らまたは他の者にかかわらず、内容についての問い合わせには応じません。

③ 議会運営委員会との調整

- ・ 議会運営委員会理事会は、審査会の採点結果を精査した上で、上記出店予定候補者について、各派の意見集約を行います。
- ・ 議会運営委員会理事会は、各派からの意見、要望等を取りまとめて、出店予定者(案)を作成します。
- ・ 上記出店予定者(案)について、議会運営委員会で検討の上、了承します。

④ 出店予定者の決定

北海道議会議長は、上記出店予定者(案)を承認・決定します。

⑤ 出店予定者の公表

出店予定者の公表は、上記④の決定後、北海道議会のホームページで行います。

北海道議会ホームページアドレス

<http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/>

7 その他の注意事項等

(1) 選定の対象からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、もしくは出店予定候補者としての選定を取り消すことがあります。

- ① 審査会の委員または選定業務に従事する職員に対し、本件提案について不正に接触する行為その他公正な選定手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- ② 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合
- ③ 提案書類等に虚偽の記載があった場合
- ④ その他選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合
- ⑤ 5(2)に掲げる応募者の資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑥ 応募者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑦ 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店者として業務を行なうことについてふさわしくないと認めた場合

(2) 費用の負担

応募、提案等の手続きに関し応募者が要する費用は、各応募者の負担とします。

(3) 参考データ

議会庁舎等で勤務する職員数
172 人

現在の営業時間
9:30 ~ 19:00

食事提供数（実績）		
年度	年度計	一日平均
26	31,244	128
27	34,953	143
28	37,755	154
29	42,362	174
30	42,052	172

上記の内、17:30 ~ 19:00 の間に提供された食事数		
年度	年度計	一日平均
30	3,210	13

現議会食堂の提供メニュー及び価格			
メニュー	価格	メニュー	価格
日替わり定食	690	チャーハン	590
ハムエッグ定食	530	チキンライス	570
ベーコンエッグ定食	530	オムライス	640
ビジネス（焼き肉）定食	620	ポークカレーライス	510
ハンバーグ定食	640	カツカレーライス	640
焼き魚ほっけ（半身）定食	530	海老フライカレー	690
焼き魚ほっけ定食	800	デミカツライス	720
とんかつ定食	740	玉子丼	510
かきフライ定食	720	親子丼	570
海老フライ定食	740	かつ丼	670
ミックスフライ定食	770	天丼	830
牛ステーキ定食	1,020	海老天丼	850
ざるそば	440	ナポリタン	570
大ざるそば	490	ミートソース	570
特ざる	570	和風（醤油）	590
大特ざる	670	和玉（醤油味・玉子入り鉄板焼き）	690
かけそば	460	生玉子	50
月見そば	510	納豆	100
かしわそば	620	ライス	160
天ぷらそば	620	小ライス	100
とじそば	510	ミニサラダ	210
親子そば	670	サラダ	520
天とじそば	670	おにぎり（梅・鮭・かつお）	140
カレー南そば	670	コーヒー	300
醤油ラーメン	640	アイスコーヒー	330
醤油チャーシュー	850	ウーロン茶	200
ざるラーメン	500	トマトジュース	300

※上記はあくまで参考として提示したものです。企画提案の条件として示しているものではありません。

(4) 指定品目

道議会事務局長（以下「事務局長」という。）が指定する次の品目については、価格の設定をする場合、事務局長の承認を得て販売するものとします。

指定品目	
米飯類	かつ丼、親子丼、玉子丼、天丼、チャーハン、チキンライス、オムライス、カレーライス、海老フライ定食、ハムエッグ定食、ライス
めん類	ラーメン、チャーシューメン、かしわそば、月見そば、かけそば、天ぷらそば、ざるそば、
喫茶	コーヒー、アイスコーヒー、ジュース

(5) 北海道議会の特殊事情への対応

道議会の次の特殊事情に必ず対応してください。

ア 議員控室等への出前対応

イ 議会開会中の休憩時間内での食事対応

ウ 議会開会中の延長時の夜食対応

8 公募全体の流れ

北海道議会	公募参加者
令和元年12月5日（木） ・企画提案公募実施（HP掲載） ・参加表明書受付開始	・参加表明書の作成・提出
令和2年1月14日（火） ・参加表明書受付期限	
令和2年1月17日（金） ・資格審査結果通知 ・資格審査結果通知 ・質問書の受付開始	・資格審査結果通知受領 ・質問書の作成・提出（質問事項がある場合） ・現地説明会参加申込書の作成・提出
令和2年1月21日（火） ・現地説明会参加申込の期限 ・質問書の提出期限	
令和2年1月23日（木）（予定） ・現地説明会 ・質問に対する回答	※説明会への参加は必須とします。参加されなかった場合は申請できません。
令和2年1月24日（金） ・企画提案書受付開始	・企画提案書の作成・提出
令和2年2月4日（火） ・企画提案書受付期限	
令和2年2月中旬 ・公募審査会 （出店予定候補者の選定）	
令和2年2月下旬 ・出店予定候補者を議会運営委員会に諮問	
令和2年3月上旬 ・出店予定者決定 ・行政財産使用許可申請受付	・選定結果通知の受領 ・行政財産使用許可申請の作成・提出
令和2年3月中旬～	・工事協議

・ 工事協議	
令和 2 年 4 月 1 日 ~ ・ 工事期間	・ 工事着手、開店準備
令和 2 年 6 月 1 日 ・ 営業開始	

9 担当部局・問い合わせ先

- (1) 名称(所在地) 北海道議会議務局総務課(〒 060-0002 札幌市中央区北 2 条西 6 丁目)
- (2) 連絡先 電話 : 011-204-5682 FAX : 011-232-8213
電子メールアドレス : gikai.somu10@pref.hokkaido.lg.jp